平成２１年（フ）第２５６号
静岡市清水区西久保228番地の29　ジュネスＢ101号
破産者　戸澤　忠義
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４５号
静岡県浜松市南区西島町1572番地の５
破産者　小山　　忍
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
大津市国分１丁目21番18号　ラフェール国分305号、開始決定時の住所大津市国分１丁目496番地の15
破産者　難波一二三
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９３号
大津市国分１丁目21番18号　ラフェール国分305号、開始決定時の住所大津市国分１丁目496番地の15
破産者　難波智代子
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６６号
大津市関津１丁目13番８号
破産者　上野　保広
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５号
京都府京丹後市大宮町口大野832番地の３、前住所千葉県松戸市樋野口612番地　篠田マンション302号
破産者　アイズこと　家原　隆行
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第７５０号
奈良県桜井市大字栗殿478番地の２　杉田方、住民票上の住所大阪市平野区長吉長原１丁目８番15―206号
破産者　千原貴美子（旧姓杉田）
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３９３号
広島県山県郡北広島町南方1119番地１クリエイト201
破産者　田邊　成歳
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９１５号
熊本県菊池郡大津町大字杉水1146番地１
破産者　井上　将一
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２０１号
群馬県みどり市笠懸町阿左美3256番地１　セントラルマンション305
破産者　佐取　伸之
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２７６号
福岡県久留米市津福今町221番地４
破産者　津福　富子
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４６５号
群馬県前橋市箱田町1035番地10
破産者　根本　　強
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４７２号
群馬県前橋市堀越町2718―２、破産手続開始決定時の住所群馬県前橋市大胡町249番地１
破産者　今井　　仁
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５２４号
福井市木田町2616番地
破産者　堀川喜代枝
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８号
福井県敦賀市中央町２丁目17番４―６号
破産者　山本　登貴
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第９７０号
静岡市清水区平川地20番２号静鉄狐ヶ崎第３マンション118号、前住所静岡市清水区押切2140番地モデルノカーサＢ202
破産者　大橋　徹也
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８４号
福岡県大野城市山田４丁目９番３号　マンションＯ２―501号
破産者　山口　克也
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１７２７号
札幌市豊平区美園１条６丁目３番18号　ハイツM16　401号室、登録原票記載事項証明書上の住所札幌市豊平区美園１条６丁目３番１号
破産者　井上重光こと　金　　重光
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９２号
札幌市豊平区美園１条６丁目１番11号
破産者　井上明光こと　金　　明光
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部